

高等学校等就学支援金の手続きについて

令和8年度から**所得制限が撤廃**され、高校生の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。返済は不要です。

申請後、日本国内に住所を有し、**国籍・在留資格等の要件**が認められ、受給資格を得ると、**高等学校等就学支援金により授業料が相殺**されます。

支援を希望する方もされない方も、**全員、申請手続きが必要**です。原則、**オンライン申請システム**により、申請手続きを行ってください。

👉 オンライン申請システム (<https://shuugakushien-online.pref.hyogo.lg.jp>)



申請に必要なもの

- ◆オンライン申請システムログイン ID・パスワード通知書
※学校より配付。無くされた方は事務室までご連絡ください。
- ◆以下のいずれかの書類〔**生徒本人**の国籍・在留資格等の確認用〕
 - ・マイナンバー(個人番号)カード ・マイナンバー通知カード
 - ・住民票の写し ・特別永住証明書の写し ・在留カードの写し 等

申請手順

- ①ログイン→【申請・変更手続き】メニュー選択→就学支援金
→認定申請(新入生・転編入生)または認定申請(在校生)
- ②生徒情報入力 ③学校情報入力 ④申請情報入力
- ⑤国籍確認 ⑥申請確認(電話番号・メールアドレス入力等)
※詳細については、「申請者向け操作マニュアル」をご確認ください。

申請期間

令和8年4月17日(金)～4月30日(木) ※厳守

その他

- 書面での申請を希望される場合は、事務室に申し出てください。
- 永住や定着の意思がない一部の外国籍の方や、就学支援金の支給限度月数を超えている方は、支援対象外になります。別の授業料支援制度が当たる場合もありますので、事務室にご相談ください。
- 就学支援金等の申請を希望しない場合や、提出期限を過ぎて申請される場合は、必要な授業料をご負担いただきます。